

- 1 日時 令和8年1月26日(月)
午後4時30分～午後5時25分
- 2 場所 吹田市役所 高層棟4階 特別会議室
- 3 報告
- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出専決処理について
 - (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出専決処理について
 - (3) 相続税の納税猶予に関する適格者証明書専決処理について
 - (4) 引き続き農業経営を行っている旨の証明書専決処理について
 - (5) 引き続き認定都市農地貸付け等を行っている旨の証明書専決処理について
 - (6) 土地現況証明願専決処理について
- 4 その他
- (1) 利用意向調査の結果について
 - (2) 農業者研修会の開催について
 - (3) 吹田市農業委員会委員の募集について
- 5 出席委員
- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1 榎本 喜志郎 | 2 榎原 靖彦 | 3 角田 和子 |
| 4 奥 祐次 | 5 西 盛 | 6 西川 聡志 |
| 7 吉田 俊之 | 8 下井 繁 | 9 橋本 家平 |
| 10 川上 光男 | 11 島中 秀樹 | 12 田口 末次 |
| 13 辻本 忠正 | 14 前田 義昭 | 15 水田 和真 |
| 16 山本 元治 | | |
- (16 名)
- 6 欠席委員 (0 名)

議長 皆様、こんにちは。
お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。
ただ今から、令和7年度 第10回農業委員会を開会いたします。
開会に当たりまして、現在の出席委員は16名で、「農業委員会等に関する法律」第27条第3項の規定により、本委員会は成立します。
本日の議事録署名委員を私の方から指名させていただいてご異議ございませんか。
(異議なし)

一同 議長 異議なしとの事でございますので、榎本委員、榎原委員にお願いいたします。
それでは、案件に進ませていただきます。
報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出専決処理についてから、報告第6号 土地現況証明願専決処理についてまで、報告願います。
事務局 島中委員 (報告1 整理番号14を説明)
届出地の現在の状況は、宅地となっています。
周囲の状況は、東側は居宅、西・南側は河川、北側は住宅となっています。

事務局 下井委員	(報告1 整理番号15を説明) 届出地の現在の状況は、宅地となっています。 周囲の状況は、東・南・南西側は住宅、北・北西側は道路となっています。
事務局 橋本委員	(報告2 整理番号7を説明) 届出地の現在の状況は、更地となっております。 周囲の状況は、東・北側は農地、西側は営業所、南側は道路となっております。
事務局 角田委員	(報告3 整理番号5を説明) 現地の状況は、水稻を耕作されています。吹一・吹南・吹六小の学童農園をいただいています。
事務局 前田委員	(報告4 整理番号32を説明) 現地の状況は、水稻を耕作されています。
事務局 辻本委員	(報告4 整理番号33を説明) 現地の状況は、みかん等の果樹を耕作されています。
事務局 川上委員	(報告5 整理番号2を説明) 現地の状況は、市民農園を開設されています。
事務局 川上委員	(報告6 整理番号5を説明) 土地の現在の状況は、更地となっています。
事務局 西委員 議長	(報告6 整理番号6を説明) 土地の現在の状況は、水路敷きとなっています。 現地の実態調査をいただきました委員各位におかれましては、ご苦労様ございました。 今までの報告に関しまして、ご意見、ご質問があればお受けします。
一同 議長	(質問なし) 質問がないようでございますので、次に進ませていただきます。
事務局 議長	その他(1) 利用意向調査の結果について、事務局から説明をお願いします。 (資料1に基づき説明) ただ今の件に関しまして、ご意見、ご質問があればお受けします。
水田委員	「回答なし」のところについて、現時点では回答がないということですが、電話や訪問するなど今後どうされる予定でしょうか。
事務局	電話や再通知などしていかないといけないと考えております。実際ある方については、何回も訪問したんですが会えないのが現状です。 ただ、こちらとしては粘り強く何らかのアプローチをして、耕作ができないのであれば、市民農園をご活用いただくなどの話をしていきたいと思っておりますが、なかなか一向に進められないというのが、今の現状です。
議長	税制優遇を受けているので、何らかの動きをしていかないといけないと思います。農業委員会として指導していくことが必要であると考えます。
辻本委員	山田地区の方からの回答には、「農地を活かし、地域に貢献する方法を検討中」とあるが、具体的にはどのようなことが考えられるのでしょうか。

川上委員 回答者は、地域の方に貸して農地を活用してもらいたいと考えているようです。ただ、活用するにあたり困難な問題もあり、一筋縄で進めることはできないのが現状です。

回答者は、この農地を放置しているのではなく、活用について考えてはいらっしゃると思います。

議長 他に何かご質問はございますか。

水田委員 現時点で回答のない方については、来月以降に報告があるのでしょうか。

議長 すぐに回答があるかはわかりませんが、重ねてアプローチをしていくことが必要であると考えます。

事務局 事務局からも連絡を取っていますが、つながらないのが現状です。状況がわかれば追って報告をさせていただきます。

議長 今後、農地パトロールを強化することも必要かもしれませんね。農業委員会が農地を見ているとアピールすれば、少しは改善するのではないのでしょうか。

水田委員 農地所有者が耕作できないのであれば、金銭を支払うことにより草刈りなどをしてもらうことができるのでしょうか。

議長 所有者自身が行うのが前提ですが、できないのであれば業者に頼むのも考えられると思います。

議長 他にご意見、ご質問はございますか。

質問がないようでございますので、次に進ませていただきます。

その他(2) 農業者研修会の開催について、事務局から説明をお願いします。

事務局 (資料2に基づき説明)

議長 ただ今の件に関しまして、ご意見、ご質問があればお受けします。

一同 (質問なし)

議長 質問がないようでございますので、次に進ませていただきます。

その他(3) 吹田市農業委員会委員の募集について、事務局から説明をお願いします。

事務局 (資料3に基づき説明)

議長 ただ今の件に関しまして、ご意見、ご質問があればお受けします。

水田委員 前回の改選から農業委員の定数が22名から16名になり、現地調査など、各委員の負担も増えていると思うが、今後も16名ということになるのでしょうか。また、農委だよりを郵送にすることはどのように考えていますか。

事務局 前回の改選時に、農業委員会から市長に対し、「これ以上人数を削減することのないように」という旨の申し入れを行ったところです。なお、業務量が増えすぎて支障をきたすまでには至っていませんので、このままの人数でいきたいと考えています。

農委だよりについては、農家と顔を合わす機会が少ないと思いますので、単に配る郵便ということではなく、顔を合わせて何か相談を受けるなどのきっかけづくりの意味も含め、次回以降も委員による配付をお願いしたいと思っています。

島中委員	農委だよりを配る対象の農家について、農地所有などの状況を市で管理しているのでしょうか。
事務局	所有者が亡くなっているかは把握しきれませんが、農地が減っているかは転用届でわかりますので、農地台帳により管理し対象者に配っています。
島中委員	他市に持っている農地の所有や転用の状況は把握しているのですか。
事務局	市外については、こちらでは把握できていません。市外の農地について状況が変わったということであれば、個別にその市の農業委員会に照会をかけ、その回答に応じて修正します。
橋本委員	茨木に農地があり吹田には農地がないという方でも、農委だよりは配るんですよね。
事務局	はい、対象になります。吹田市に住んでいる、10アール以上の農地を所有している方を対象としています。今後、他市において転用などの事案があれば、事務局までご相談いただければと思います。
議長	他に質問がないようでしたら、本日の案件は終了といたします。
議長	これもちまして、本日の委員会は閉会いたします。 次回、令和7年度、第11回農業委員会は、令和8年2月20日、金曜日に特別会議室で行う予定です。 開催時刻は、午後1時30分からです。 皆様お疲れ様でございました。

吹田市農業委員会会議規則第10条第2項の規定によりここに署名する。

会長

委員

委員